

一、労働者の生活改善に資するものとして、労働者の生活費を補助するものがある。これは、労働者の生活費を補助するものである。

二、労働者の生活改善に資するものとして、労働者の生活費を補助するものがある。これは、労働者の生活費を補助するものである。

三、労働者の生活改善に資するものとして、労働者の生活費を補助するものがある。これは、労働者の生活費を補助するものである。

四、労働者の生活改善に資するものとして、労働者の生活費を補助するものがある。これは、労働者の生活費を補助するものである。

五、労働者の生活改善に資するものとして、労働者の生活費を補助するものがある。これは、労働者の生活費を補助するものである。

- 四、家庭用・飲食用日用品及事業上必要物品ヲ
- 五、全部取揃へし
- 五、飯料水々々分々之
- 六、坑本多々分供給セヨ
- 七、本業種ニ付絶対操縦者ヲ安クシ
- 八、通勤者ヲ済シ全部坑所内者ヲ使用セヨ
- 八、建業保険法ヲ其他セヨ
- 解決事項一切福利金ノ撤廃ノ労働賃報ニ従前ノ
- 毎週水土ニ由理金ヲ以テ支給スルニ本人申出ニヨリ
- 其ノ日後新高入分物品証明ヲ付